調達件名:消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|---|-----|-----|-----|--------|----|--|--|--|
| 1 | 質問 | O2.別添資料1及び別紙1.要件定義書 2.3.2 庁内ネットワークシステムに求める 技術要件(1) | 0 | 2 | 3 | 2 | 2 | 認証にはRADIUSサーバーが必要になると認識しておりますが、 RADIUSサーバーも別途整備される想定でよろしかったでしょうか? | ご要件を明確に理解したいため。 | Azure Active Directoryを主たるIdPとし、必要に応じてサーバー、サービスを事業者にて構築いただく必要があります。 |
| 2 | 質問 | 02.別添資料1及び別紙1.要件定義書 2.3.2 庁内ネットワークシステムに求める 技術要件(1) | 9 | 2 | 3 | 2 | 2 | Azure Active Directoryにアプリ方式にて接続というのは、 上記の別途整備されるRADIUSサーバーの認証ソースとしてAzure Active Direcoryを参 照しに行くという理解で正しいでしょうか? | ご要件を明確に理解したいため。 | Azure Active Directoryをマスターとし、必要に応じて付届サービスを事業者にて構築の上、接続可能にしてください。 |
| 3 | 質問 | 02. 別添資料1及び別紙1. 要件定義書 2.3.2 「庁内ネットワークシステムに求める 技術要件(I) | 9 | 2 | 3 | 2 | 2 | 「1X認証ができなかった場合」というご要件についてですが、 こちらは端末が「1X認証に対応していない場合」という理解をしましたが、その理解で 正しいでしょうか? | ご要件を明確に理解したいため。 | ご指摘の点については、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |
| 4 | 質問 | 調達仕様書別添資料 1 及び別紙 1. 要件定義書 | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 | 「統合的な管理やプロビショニング、アクセス制御、経路制御を併せ持ったオーバーレイネットワークを梱成できる機能性を提供しなければならない。」とあるが、プロビショニングは具体的にどういった内容を想定してますか。 | 想定する動作内容を確認するため。 | 拠点ネットワーク機器が集帥ネットワーク機器へ初期接続する際の設定の投入を指します。初期設定全てをゼロから投入できる必要はなく、拠点ネットワーク機器に初期設定に必要な一部の設定を事前に投入しておくことは許吾します。 |
| 5 | 質問 | 調達仕様書別添資料1及び別紙1.要件定 義書 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 「③モバイルサービスは、その加入者識別カード(SIM) として、2つの異なる移動体通信 事業者が発行するSIMカードを供する」とありますが、通信事業者はどちらを想定されて おりますでしょうか? | 想定する要件を確認するため。 | 国内の複数のモバイル通信キャリア(MNO)を指しますが、利用される通信事業者は別 調達の結果に依存します。想定パンドは「別紙1、要件定義書」の「(別紙1) デジタ ル庁 ガバメントソリューションサービス(GSS)アクセスサービス要件」に記載して おります。 |
| 6 | 質問 | 調達仕様書別添資料1及び別紙1.要件定 義書 | 10 | 2 | 4 | 2 | 1 | 「⑥統合管理監視システムで得られた情報をSyslog 等の形式で外部の稼働 監視システムやSIEM 等の統合脅威監視管理システムと連携できること。」と ありますが、得られた情報は具体的にどのような情報を指しますでしょうか。 | 想定する要件を確認するため。 | 機器の稼働状況(リゾースの利用状況やボートの死活)・オーバーレイネットワークの疎 遠状態等を指しています。必要に応じ、通信トラフィックにかかわる情報(トラフィック フローなど)や、セキュリティ機能を利用して制限されている通信の検知結果なども含ま れるとなお望ましいです。 |
| 7 | 質問 | 調達仕様書 | 16 | 6 | 6.2 | | 1 | 「共用機器」と言う文言がありますが、共用機器とは何を指しているのでしょうか。 | 要件定義書等では「共用機器」という記載や定義が見当たらなかったため。 | 統合管理監視システム用に設置する機器などの、監視の実施等において受注者が主に利活用する機器のことです。 |
| 8 | 質問 | 調達仕様書 | 19 | 6 | 6.3 | (3)4 | 1 | 計画的に発生する作業においてご数示ください。「停電対応」に関する要求事項がありませんが、調達範囲に含まれない認識でよろしいでしょうか。 | 保守費用の算出にあたり、調達範囲に含まれるかで見積に影響があるため、ご確認となり ます | 停電対応を含め契約期間中に発生する保守作業を想定しております。 |
| 9 | 質問 | 要件定義書 | 9 | 2 | 2.3 | 2.3.2① | 1 | 「庁内ネットワークに接続する端末についての監視についての記載がありますが、端末監視について本棚達外との認識でよろしいでしょうか。 | 端末は調達の範囲外と認識しており、且つ端末への死活監視等も実態として実施しないと 考えられるため。 | 施末のネットワークに対する接続管理状況については監視の対象となります。 |
| 10 | 質問 | 要件定義書 | 11 | 3 | 3.1 | - | 1 | 独立した仕組みで、遠隔より24時間・通年体制で監視」につきまして、監視システムは 競設の回線を利用させて頂いてよろしいでしょうか。 | 見様に影響があるため、ご確認となります | 別の回線を敷設いただきますようお願いいたします。 |
| 11 | 質問 | 要件定義書 | 11 | 3 | 3.2 | | 1 | 「セキュリティ機能支援システム」とは、どの様な機能を具備しているシステムなので しょうか。 | 定義記載が見当たらなかったため。 | 本件は、大規模障害を説明するための例示に関するものであり、「セキュリティ機能支援 システム」については、一般的にセキュリティ確保に供するUTM等を想定しておりまし たが、本規達の保守対象外となりますので、仕様書から削除いたします。 |
| 12 | 質問 | 要件定義書 | 11 | 3 | 3.2 | | 1 | 保守部材を機器設置拠点に配置する場合、保管場所は無償でデジタル庁様でスペースを貸与いただけるという解釈でよろしいでしょうか。 | 保管場所のコスト積等が必要かどうか見極めるため。 | 仕様書の通り「要件を満たすために」必要な範囲であれば、スペースの余力などを勘案してのご相談となります。 |
| 13 | 質問 | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 5 | 2 | 2 | 2 | 1 | 「nanoSIM」について、移動体通信事業者が発行するnanoSIMにアダプタを用いて microSIMまだは標準SIMに対応する機器に用いても差し支えないでしょうか。 | 機器の選択肢を確保するだめ。 | 差し支えありません。 |
| 14 | 質問 | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 | 「消費者庁の地方等組点の内部ネットワーク(LAN)を統合してオーバーレイネットワークとして構成」するために、拠点ネットワーク機器にオーバーレイネットワークを観えまった。 アーバーレイネットワークを構成する必要があると考えますが、オーバーレイネットワークは 複数構成できる必要はありますか?複数構成できる必要がある場合、いくつ以上構成できる必要がありますか? | 機器、及びライセンスの選定に必要な情報であるため | ご提案構成に応じて、単数でも複数でも問題ありません。 要件を満たせるのであればオーバーレイネットワークの構成数は問いません。 |

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|------------------|-----|-----|-----|-------|----|---|------------------|---|
| 15 | 質問 | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 8 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグ VLAN を使用する場合、そのタグ VLAN の番号は、2〜3300以外を使用すること。」とありますが、タグ VLAN (IEEE802.1Q) としてこの番号が使われなければ問題ないととらえてよろしいで しょうか。 | 要求要件を明確にするだめ | ご認識通りです。 |
| 16 | 質問 | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「日本国内での認可を条件とし、Wi-FiGE GGHz帯に対応すること」とありますが、ここでいう「日本国内での認可」とは、Wi-FiGEとしての技術基準適合証明のことと捉えましたが、その連解でよろしいでしょうか?すなわち、単にWi-FiGEの周波数帯に対応しているだけでなく、技術基準適合証明を取得したものが「Wi-FiGE GGHz帯に対応する」に該当するという理解でよろしいでしょうか? | 要求要件を明確にするため | 日本国における6GHz帯の無線LANでのアンライセンスパンドとしての利用認可を示したものになります。 なお、ご指摘を踏まえ、仕様書の内容を明確化しております。 |
| 17 | 質問 | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「Azure Active Directory にアプリ方式にて接続」とありますが、こちらは、Azure Active Directory Domain Service等を介さすに、本案件で導入される認証サーバがAzureADのアプリ連携機能を用いて直接連携し、認証する方法という認識でよろしいでしょうか? | 要求要件を明確にするだめ | ご認識の通りです。 なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP器証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |
| 18 | 質問 | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 10 | 2 | 4 | 1 | 1 | 集約用ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器で提案されるWANルータと 基幹部、末端部、Wi-Fi部として提案されるL3/L2スイッチや無線APとは、管理装置が それぞれ個別に用意されることが一般的です。統合管理監視システムとして要求される要 件についても、24.2①と24.2②とはそれぞれ個別のシステムを提案することで差し支え ないでしょうか? | 要求要件を明確にするだめ | 別システムとしての提案について許容いだしますが、稼働状況等重点項目についてはダッシュボード等により可視化され、一元的に把握可能な仕組みが用意されること。 |
| 19 | 質問 | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | 4.1 監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間遠隔監視の 対象になるという認識です。「SIMMPによるトラフィック監視に対応すること。Syslog でのログ出力が部にであること。NTP やSIMTPによる時刻周期が可能であること」と、 う要件につきまして、拠点ネットワーク機器が冗長化構成となる大規模拠点・中規模拠点 については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識で よろしいでしょうか? | 要件を明確化するため | ご認識通りです。 |
| 20 | 質問 | 調達仕様書別添資料1要件定義書 | 5 | 2 | 2 | 2 | 1 | 「障害などで全面網アクセスサービスが一時的に利用できない場合、WWAN インターフェースからモバイルアクセスサービスを経由して集約用ネットワーク機器との間でアンダーレイネットワークを構成できること」とあります。モバイルアクセスサービスの通信データ容量が判験であるため、モバイルアクセスサービスに通信が流れるのは、全国網アクセスサービスが障害時のみになるようにする必要がありますか? | 要件を明確化するため | ご認識通り、モバイルアクセスサービスに通信が流れるのは全国網アクセスサービスを介 した接続が障害等で接続できない場合のみである必要があります。 |
| 21 | 質問 | 調達仕様書別添資料1要件定義書 | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | 「想定される有線WAN インターフェースのメディア要件とインターフェース数は以下の 通りとする。」とありますが、例えば、別紙2で想定回線種別が「フレッツ+LTE」の大 規模拠点については、2.2.2 13に記載された有線インターフェースとともに、LTEに接 続するためのWWAN インターフェースを有する必要があるという理解であってますか? | 要件を明確化するため | 等に規定している内容は、有線WANインターフェイスのメディア要件であり、各拠点の NW機器の要件は、30や9にお勧がありますので前確認ください。なお、「フレッツ+ LTE」の大規模拠点はこざいません。 |
| 22 | 質問 | O1 | 10 | 4 | 4.1 | - | 1 | 図2 作業スケジュール内の回線引込については調達対象外という記載だが、2章4.1には 「ネットワーク構築に係る工事日程等の調整についてはデジタル庁のサポートの 下、受注者が接続た及び回線サービス事業者との調整を実施すること。」と記載があり、 回線引込に伴う工事・調整等は調達に含めるという認識でよろしいでしょうか。 | 調達範囲の明確化のため | ご認識の通りです。 回線引き込み作業は回線サービス事業者が実施し、またぞれらに掛かる費用も未調達の対象外となります。 しかし、フレッツ州への申し込み作業の代行作業は 未期達にて実施をお願いいたします。 作業範囲について明確化するよう修正いたします。 |
| 23 | 質問 | O1 | 19 | 6 | 6.3 | (5)-① | 1 | NW7もしくはCODE13とありますが、2次元パーコードと1次元パーコードを併記する ということでしょうか。 | 調達内容の明確化のだめ。 | 1次元パーコードのみです。仕様書から「2次元」を削除いたします。 |
| 24 | 質問 | O1 | 21 | 6 | 6.4 | T | 1 | 「受注者は、デシタル庁の求めに応じて、技術的なサポートを行うこと。」との記載がありますが、リモートによるサポートのみとの認識でよろしいでしょうか。 それとも、現地難け付けのサポートも想定したほうがよろしいでしょうか。 | 体制検討、見積算出に影響するため | 現地駆け付けのサポートの想定もお願いいたします。 |

| 頂 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|-------------------------|-----|-----|-------|---------|----|--|--|---|
| 25 | 質問 | O1_調達仕様書 | 21 | 6 | 6.4 | 9 | 1 | 「受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること、」との記載があり、現地での作業が必要となる認識ですが、保守要員の現地能駐が必要となりますでしょうか? | 体制検討、見積算出に影響するため | 保守要員の現地常駐は想定しておりません。 |
| 26 | 質問 | O1 | 20 | 6 | 6.3 | (7) | 1 | 「管理者向けに操作手順書(マニュアル)を作成すること。」と記載がありますが、「管理者向けに操作手順書(マニュアル)を作成すること。」と記載がありますが、「管理者とは形式を表現しており、監視装置の操作は受注者が実施すると想定しています。 | 操作手順書(マニュアル)を作成において、記載レベルに影響するため。 | デジタル庁職員を想定しており、統合管理監視システムの操作マニュアルや機器のログインや起動停止手順等、製品マニュアルでは対応できない連合は、個別にマニュアルを作成してください。 |
| 27 | " 質問 | O1_鹅達仕様書 | 21 | 6 | 6.4 | (1)-② | 1 | 第三者製品の定義をご教示ください。 | 受注者が納入した第二者が開発した製品の事なのか、受注者ではない事業者が納入した 品のことなのか明確化したいため、受注者ではない事業者が納入した製品を意図する場合 は、対象となる製品と保守内容を明記いただくとともに、保守契約の移管を実施できるよ う対応願います。 | 受注者が納入した製品を指しております。ご指摘を踏まえ仕様書を修正します。 |
| 28 | 3 質問 | O1_調達仕様書 | 21 | 6 | 6.4 | (1)-(1) | 1 | 担当職員の定義をご教示ください。 | デジタル庁様のご担当者なのか、府庁の担当職員の方も対象なのかで、説明の回数やド キュメントの記載レベルに影響があるため。 | 本プロジェクトを担当するデジタル庁職員です。「別添資料4 用語の定義」を修正いた します。 |
| 29 | 9 質問 | O2_別添資料 1 及び別紙 1. 要件定義書 | 7 | 2 | 222 | - | 1 | 中規模拠点において、拠点用ネットワーク機器のLANインターフェスは100Mbase-TX/1000Mbase-Tを2つ以上との指定だが、末端部(フロアスイッチ)のアップリンクに関しては10Gで接続する認識で問題ないでしょうか。 | 以下の通り、基幹部が存在する拠点においては下流側の帯域が大きく上流側が築いため、 機能が近上しいが確認したい、また、基幹部が存在しない拠点については、F達度が、 100/1000Mbosなのか10Gなのが確認したいため。 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.3 2.2 2.3 2.3 2.3 | |
| 30 |) 質問 | O2_別添資料 1 及び別紙 1. 要件定義書 | 10 | 2 | 2.4.1 | - | 1 | 「拠点ネットワーク機器及び集約ネットワーク機器の構成管理や稼働監視等は一元的に TVO2 データセンターから実施できなくてはならない。」と記載がありますが、TVO2 に常駐しないといけないということでしょうか。それとも、統合管理監例システムを TYO2にオンプレ設置すれば、監視システムの連踢操作でも問題ないということでしょう か。 | 監視要員がTYO2に常駐する必要があるか不明瞭なため。 | 統合管理監視システムがTYO2のオンブレで設置されていれば、監視員が常駐する必要はこざいません。 |
| 3- | 質問 | O2_別添資料1及U別紙1. 要件定義書 | 10 | 2 | 2.4.2 | 8 | 1 | 「デジタル庁が供するパロアルトネットワークス社製UTM だるPA-5450(構成詳細については、デジタル庁に聞い合わせること)を2 台有している」との記載がありますが、設置場所をお教え下さい。 | 見積算出に影響するため | 設置場所については閲覧資料といたします。 |
| 32 | . 質問 | O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書 | 12 | 4 | 4.4 | - | 1 | 本作業委託は楊楽期間だけで連用支援体制を準備するということで、連用期間においては 発生しない作業という認識でよいか。 | 要件内容が不明瞭であるため。 | 仕様書に記載のとおり、納入日から1年間の支援を想定しております。 |
| 33 | 質問 | O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書 | 12 | 4 | 4.4 | - | 1 | 「一〜支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当の運用・設定構築をリモートで行うエンジニアを供すること。」との記載がありますが、支援内容として興庁の指示(貴庁にて作成した設計書、検証手順書)に基づき支援作業を実施する認識でよろしいでしょうか。 | 体制検討、見積算出に影響するため | デジタル庁で必要となる運用や設定機等について、デジタル庁の依頼に基づいて設計や設定、運用手順書の作成を行って頂く技術支援作業を想定しています。 |
| 34 | 質問 | 04_別添資料2.SLA項目一覧 | 1 | - | - | - | 1 | 1監視対応のSLA設定値が100%とありますが、回線断や機器故障による停止を考慮すると、TYO2とOSA1にある監視システムが個ACTで動作していないと実現できないと考えますが、その認識でよろしいでしょうか。 | 機器設計、装置の設定に影響するため。 | A本項目のSLAは「監視サービス」そのものを対象と考えております。 統合管理監視システムの稼働率だけではなく、管理監視や制を含めて契約期間中の全てに おいて監視サービスが提供されることを求めております。 よって、監視システムを両ACTで構成することを必須とするものではありません。 |

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|-------------------|-----|-----|-----|------|-----|---|----------------------------|--|
| 35 | 質問 | O4_別添資料2. SLA項目一覧 | 1 | - | 3 | - | 1 | 3 障害対応の設定SLA値の項目に「平均故障復旧時間: 1 時間以内」とあるが、代替機交換以外のみに対してでよいが(再配動等)。 現地範げつけが発生してから1時間以内の対応は困難なため。 | 実施対応可否の判断に必要な情報となるため。 | 仕様書に記載のとおりです。 |
| 36 | 質問 | 04_別添資料2、SLA項目一覧 | 2 | - | - | - | 1 | 担当職員への連絡手段は電話でもよるしいでしょうか。 その他の必要な連絡手段についてご教示ください。(メール等) | 対応可能手段の検討のため | 状況に応じて適切な連絡をお願いいたします。 |
| 37 | 質問 | その他 | - | - | - | - | 2 | 窓内庁、消費者庁、内閣府を仮に1社で運用保守をする場合、何かしらの制約事項などありますでしょうか? | 集約することで効率化が図れると考えるため。 | 特段の制約事項はございません。 |
| 38 | 質問 | 要件定義書 | 5 | 2 | 2 | 1 | | 「「これらのサービスは、デジタル庁が別紙1に定める要件をもって、GSSネットワークのデータセンターへ通信可能な性組みとなっている。」 別紙1にはデジタル庁様がVNEとして全国網アクセスサービスを提供しているとありますが、今回の拠点接続は、インターネット経由のアクセスを想定しているのでしょうか?それとも図1からもNTT東西それぞれのNGN網内でのアクセスを想定しているのでしょうか? | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | NGN網内でのアクセスを想定しています。 |
| 39 | 質問 | 要件定義書 | 6 | 2 | 2 | 2 | 4 | 「OSA1では、受注者は、ネットワーク機器部分を設置するハウジング等の提案」とありますが、具体的に何を提案すればよいのでしょうか?OSA1で利用する想定のユニット数、電源容量を提案すればよいのか、設備手配(ラック立架、耐震施工、電源工事など)を求めているのか要件をご教示ください。 | 具体的な要件を把握し、見様に反映する必要があるため。 | 設備手配を求めています。 |
| 40 | 質問 | 要件定義書 | 7 | 2 | 3 | 1 | | 「エッジスイッチは、フロアスイッチとWi-Fi 部及び複合機等の機器との接続を担い、 PoE を介しWi-Fi 部への給電を行わなくてはならない、」とありますが、無線アクセスボイントへの給電は、アクセスボイントの台数に応じてパワーインジェクターを利用した給電でもよろしいでしょうか。 | 具体的な要件を把握し、見様に反映する必要があるため。 | 特段の必要性が無い場合、PoEでの給電でのご提案を想定しています。 |
| 41 | 質問 | 要件定義書 | 8 | 2 | 3 | 1 | | 「既設のラック等に機器が設置できない場合は、新たにラックを設置する必要がある。」 とありますが既設のラックのサイズ、空き状況をご教示いただくことは可能でしょうか。 | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 別途開覧資料にて提供可能です。 |
| 42 | 質問 | 要件定義書 | 8 | 2 | 3 | 2 | 3 | 「地方拠点(感風県庁舎(消費者行政新未来創造オフィス))においては、拠点ネット ワーク機器と末端郎(エッジスイッチ)間を 1Gbps 以上の伝送帯域を有するメディアを 2つ利用して接続すること。」とありますが、既存の基幹部と末端部のLANケーブルをご 数示ください。 | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 拠点ネットワーク機器は本調達の範囲に含まれますので、ケーブルについてはご提案に従 います。 |
| 43 | 質問 | 要件定義書 | Φ | 2 | 3 | 2 | ff) | 「1X 認証やWEB 認証は、デジタル庁が別途整備運用するディレクトリサービスたる Azure Active Directory にアプリ方式にで接続し、Azure Active Directory より取得 されるアトリビュートに基づき実施」 Azure Active Directory アプリ方式とは具体的にどのようなものでしょうか。VLAN ID などのアトリビュートに対応するPadiusサーバ、またはWindows NPSサーバをご提案 すれば要意を満たすと考えてよろしいでしょうか。 | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | Azure Active Directory上でのアプリケーション設定を介してユーザーやテナントの情報にアクセスする方式を指します。 なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と 「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |
| 44 | 質問 | 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | 13 | 「Wi-Fi 部におけるアクセスボイントを、UTP ケーブルの配架工事を含め、Wi-Fi でのアクセスを必要とする各執務室・会議室等に取り付けること。」 今回設置するアクセスボイントは全て新設になるのでしょうか?また設置方法は、机上設置、天井や壁付けなどどのように想定しておられますでしょうか。 | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 全て新設になります。工事上の不都合が無い場合は天井での設置を想定しています。 |
| 45 | 質問 | 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | • | 「庁内ネットワークシステムの設置においては、既設の設備の利用や一部の建造物に対する配慮が必要となる。」 建設業法対象工事を実施する際に、事前にアスベスト調査を実施する必要がある認識ですが、アスベストの利用有無を確認することができる資料を開示いただくことは可能でしょうか。 | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 御質問の内容については可能な範囲で資料閲覧で対応します。 |

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|--|-----|-----|-----|--------|----|--|---|---|
| 46 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘達仕様書 | 8 | 2 | | | | 「現在のネットワーク環境(現在のデシタル庁のネットワーク環境)については、デシタル庁LANシステムの設計書等(開覧資料)を確認すること。」とありますが、この資料開覧において別途に関連済の『ガバメントソリューションサービスへの移行(農林水産省及び個人情報保護委員会におけるネットワーク環境構築等)』の納入予定機器についても確認することは可能でしょうか。 | 最適な構成にて提案を行うため | 納入予定器機についてご提示することは出来ません。 |
| 47 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘達仕様書 | 7 | 1 | 5 | - | 1 | 図2「作業想定スケジュール」を確認しますと、「回線引き込み」は本調達の範囲に含まれていない認識となります。 ただし、別添資料1の要件定義書P5には「全国線サービスの利用にあたっては、フレッツ 光への申し込み作業などの、当該サービスの利用制始等に関する手続きについても本事業 の中で行うものとする。」という記載があります。 上記について、とのように解釈すればよろしいでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | 回線引き込み作業は回線サービス事業者が実施し、またそれらに掛かる費用も本調達の対象外となります。しかし、フレッツ州への申し込み作業の代行作業は本調達にて実施をお願いいたします。 作業範囲について明確化するよう修正いたします。 |
| 48 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 12 | 4 | 4 | - | 1 | 「本規達の方式は総合評価落札方式とし、価格点と技術点の配点割合を1:3とする。な お、販業書提出の要換及び評価基準については「別家資料の、販業書作成要領」及び「別 家資料10、総合評価基準書」を参照すること、」と記載がありますが、「別添資料9、 販売書作成要領」及び「別添資料10、総合評価基準書」をご提示いただけますでしょう か。 | 「別添資料9. 提案書作成要領」及び「別添資料10. 総合評価基準書」が添付されていないため。 | 本公告時に提示予定です。 |
| 49 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 16 | 6 | 2 | (15) | 1 | 「受注者は、本調達において整備した環境、借入機器等の提供に当たって、運用を十分考慮し、保守、サポートを含むサービス提供に係る一切の作業を行うこと。」とありますが、サービス提供範囲について責任分担表等で明示いただくことは可能でしょうか。 | 適切な金額を算出するだめ。 | 本調達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の適りですが、責任分担の主な範囲と しては、本調達の機関等に係る、物理・論理NW(~L3)の構築・保守とその統合管理 監視となります。 |
| 50 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘连仕様書 | 18 | 6 | 3 | (1) ②x | 4 | 「セキュリティ共通設計書」に記載すべき項目をご教授いただけますでしょうか。 また、GSS版存システムにおけるセキュリティ共通設計書を閲覧させていただくことは 可能でしょうか。 | ドキュメントに記載すべき内容が不明確なため。 | 設計構築実施要領として適切な内容を記載いただくことを想定しています。 |
| 51 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘達仕様書 | 19 | 6 | 3 | (3) | 1 | 「在保守スケシュール楽の作成 受注者は、契約期間中に計画的に発生する作業内容、その想定される時期をを取りまとめた保守スケジュールの業を作成すること。」と記載がありますが、保守スケジュールを実には導入機関のメンテナンな吟音域向が含まれると認りしております。適切な作業工数を見積もるため、機器設置拠点の法定停電等のスケジュールを事前に提示いただくことは可能でしょうか。 | 適切な金額を舞出するため。 | 拠点ごとに法律に基づいて定められた間隔で点検等を行う予定です。 |
| 52 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘定仕様書 | 20 | 6 | 3 | (6) | 1 | 「テスト計画書の作成」の記載がありますが、テストの実施主体を責任分担表等で明示いただくことは可能でしょうか。また、保守に係るテストについては受注者。ガバメントソリューションサービス全体に係るテストについてはデジタル庁様及び関連事業者様の認識で相違ないでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | 本調達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の通りですが、責任分担の主な範囲と しては、本調達の機関等に係る、物理・鋳理NW(〜1、3)の構築・保守とその統合管理 監視となります。 したがって、テストに係る範囲も間様となります。 |
| 53 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘達仕様書 | 21 | 6 | 3 | (10) | 1 | 「受注者は、ガバメントソリューションサービスの目的及び中長期的に目指す姿の達成のため、並びに本契約期間後にガバメントソリューションサービス利用者の業務基行と変を表すことがないよう。設計内容、件業経過、保守業務事間、残存譲勤等を記憶ぐたらに〜」と記載がありますが、保守業務は受注者の役務と考えてあります。引継ぎ先と引き継ぐへき業務について具体的にご教授いただくことは可能でしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | 引き継ぎ先は本契約期間後、次期ネットワーク環境機能等の調達を受注した事業者を想定 しております。引き継ぎ内容は原文に記載のとおりです。 |
| 54 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘達仕様書 | 21 | 6 | 4 | (1) | 1 | 「③ 受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器 との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタ ル庁に協力すること、」と記載がありますが、導入した機器に設定変更が発生した場合の 設定変更まで保守に含まれますでしょうか。見積公平性の観点から、含まれる場合は認定 される発生頻度をこ教授いただけますでしょうか。 | 作業内容を明確にしたいため。 | 本期達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の適りですが、責任分担の主な範囲と しては、本期達の機関等に係る、物理・論理NW(へし3)の模築・保守とその統合管理 監視となります。したがって、基本的に、設定変要事も保守に含まれます。今般仕様書に おいてその内容を明確化しとります。なお、頻度についても、例示をしておりますが、過 去に受注した同様の案件等を創業してご提案をいただければと思います。 |

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|--|-----|-----|-----|------------|----|--|--|---|
| 55 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 21 | 6 | 4 | (1) | 1 | 「⑤(受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別念ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること。」と記載がありますが、受注者の役務となるデジタル庁様に協力する範囲について具体的にご教授いただけますでしょうか。 | 作業内容を明確にしたいため。 | 本調達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の通りですが、責任分担の主な範囲としては、本調達の機関等に係る、物理・譲理NW(<し3)の構築・保守とその統合管理監視となります。したがって、協力いただく範囲も同様となります。 |
| 56 | | 移行に係るネットワーク環境構築等 | 22 | 6 | 6 | (2) (3) | 1 | 設計承認後について、受注者側の不備などの要因以外で設計変更に関する依頼があった場 含、両者協議のよ、全体スケシュールおよび費用検討を考慮した上で設計変更を実施する 認識でよろしいでしょうか。 | ご承認いただいた後の設計および設定変更事業の対応について確認したいため。 | ご認識のとおりです。 |
| | | 調達仕様書 | 29 | 7 | 3 | - | 1 | 3000 CO 500 CO 50 50 8 | | |
| 57 | 質問 | 消費者庁のガパメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 23 | 6 | 6 | (4) ② | 1 | 「別途品質保証が確認できる資料を作成し、」と記載がありますが、品質保証が確認できる 高質料とはどのようなものでしょうか。また、記載内容をこ数授いただけますでしょう か。 | 作成する資料が不明確であるため。 | 例えば納品機器については日本工業規格に該当する証書等を指します。 |
| 58 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 32 | 7 | 6 | (1) | 1 | 「情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが複称段階から連申保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。」と記載がありますが、情報セキュリティ対策に必要な内容を具体的にこ刻投いにだけますでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | 構築作業中に発生した鏡弱性対策のセキュリティバッチ等の適用とその記録等を想定しています。 |
| 59 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 33 | 7 | 6 | (2) ① | 1 | セキュリティ監査、セキュリティ診断の実施時期及び所要日数をご教授いただけますで しょうか。 | スケシュール把握のため。 | 年1回程度を想定しています。 |
| 60 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 2 | 1 | 3 | (1) | 1 | 撤去につきまして、撤去の期限をご教授願います。 | 適切な金額を算出するため。 | 撤去は本調達からは調達範囲外といたします。 |
| 61 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | 「4受注者は、GSSデータセンターとして、東京第2データセンター(TYO2)及び大阪 第1テータセンター(OSA1)に、本サプシステムの機器を設置することができる。ただ し、OSA1では、受注省は、ネットワーク機器部分を設置するパウシング等の原案に含 めなければならない。」と記載がありますが、ハウシングに必要となる費用は本規達範囲 外の認識でよろしいでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | ハウジングに必要となる費用は本調達に含まれます。 |
| 62 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 7 | 2 | 3 | 1 | 1 | 基幹郎、末端郎のネットワーク機器において、ダウンリンク側で必要となるボート数について詳細をご数別いただけますでしょうか。 例)本調達に「考入する機器と接続するボートとは別に、10/100/1000Base-T 24 ボート以上を有する事 等 | 適切な金額を貸出するため。 | 開舅資料等に基づき、提案事業者にて提案いただくことを想定しております。 |
| 63 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ピスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 210 | 1 | 有線LAN側は、末端部との接続からのPoE受電との記載がありますが、PoE規格が不明ですので、ご教授いただけますでしょうか。 | PoE規格として複数あり、ご提示をお願い致します。 IEEE 802.3at、IEEE 802.3at、IEEE 802.3bt、Cisco UPOE、PoH (Power over HDBaseT) | PoE規格は、給電の要件が満たせるものを、ご提案ください。 |
| 64 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 20 | 1 | Wi-Fi郎のアクセスポイントの暗号化について、要件定義書からは読み取れないため、暗号化についてご教授いただけますでしょうか。 | Wi-Fiセキュリティ規格にはWPA2.WPA3と種類があり業務用端末等のホスト機器に対してセキュリティを検討する必要があると考えます。 | 暗号化方式については最適な物をご提案に願います。なお、WPA3への対応を想定しています。 |
| 65 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「⑪Wi-Fi即及び未端部においては、業務用端末等のホスト機器の接続時に、「Azure Active Director)にアプリ方式にて接続し、Azure Active Directory より取得されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスポイントやスイッチングハブにおいてアクセス制御」と記載がありますが、Azure Active Directory上にてRADUS機能が提供される認識でよるしいでしょうか、提供されない場合は、受注者側でRADIUSサーバを準備する必要がありますでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | Azure Active Directory上でのアプリケーション設定を介してユーザーやテナントの情報にアクセスする方式を想定しています。 路は、アクセスする方式を想定しています。 なお、ゼロトラストセキュリティの建国を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と 「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|--|-----|-----|-----|------|----|---|---|---|
| 66 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「⑪庁内ネットワークに接続する端末、基幹部、末端郎を一元的に管理、構成、監視、トラブルシュート、レポーティングを提供可能なシステムを提供すること。」と記載りますが、「24、熱合管理監視システム」とは別に上記システムを用意する必要がありますでしょうか。 同機能を提供できるのであれば、「2、4統合管理監視システム」の仕組みで実現する方式でよろしいでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | 統合管理監視システムで実現する方式で問題ありません。 |
| 67 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 10 | 2 | 4 | 2 | 1 | 「① 広域基幹ネットワークシステムにおける拠点ネットワーク機器並びに集約ネット ワーク機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web面面等を通じTYO2データセン ターから一元的に実施できること。」と記載がありますが、初期設定については、故障を 接時においてリモートで設定実施できる機能があることという認識でよろしいでしょう か。 ※構築期間時は手動でセットアップさせていただく事を想定しております。 | 適切な金額を算出するため。 | ご認識通りです。構築期間でも同様の手法が取れても問題ありません。 |
| 68 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの移行に係るネットワーク環境構築 等 要件定義書 | 11 | 2 | 4 | 8 | 1 | 「この筐体2台に対して、契約期間中において、平日9-5時におけるオンサイト保守、 脅威防御・グローバルプロテクト・URLフィルタリング(PAN-DB)・DNSフィルタリ ング・WildFireが利用可能なライセンス、100GbE-LR4 GSFP28州モジュールを1隻 体当たり2個度供し、かつ、省外ネットワークシスラムとの境界において、適当トラ フィックの通信制部や、脅威防御、GSS端末からのVPN接続などのセキュリティ機能を 提供できるようにすること」と記載があります。 この場合、締結済の基本サポートライセンスの保守等管後でないと即見精が出来ないとい う回答をPaloAlto原元代理信より受けております。保守修管化でおし、地見精が出来ないとい う回答をPaloAlto原元代理信より受けております。保守修管に向けた以下対応は実施済 み、または公示までに実施されると考えてよろしいでしょうか。 ・保守修管の書面に既存のディストリビューターとE/U様が坪印のうえ、Palo 社の承認 得る ・既存の基本サポートの更新タイミングでの移管となる | 費用算出のため | ご指摘の件に関しては、受注者に対応いただく作業としては、既設のUTMへの設定変更 作業を想定しており、仕様書もそのように修正しています。したがって、ご指摘のような ライセンス等の調達が発生することはないと想定しています。 |
| 69 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 12 | 3 | 1 | - | 1 | 「広域基幹ネットワークシステム/省内ネットワークシステム/省外ネットワークシステム/ / 統合管理監視システムを構成する全ての機器をこれらシステムとは独立した仕組みで、 遠隔より 24 時間・選年体制で監視し、舞常検出時は、デシタル庁に連絡、エスカレー ションを提供すること。」と記載がありますが、監視体制に求めらえる要件は、統合管理 監視システムで検出したアラートについてデジタル庁様へ連絡および、エスカレーション を実施する認識でよろしいでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | デジタル庁及び (デジタル庁から指示を受けた) 連用事業者への連絡とエスカレーション を想定しています。 |
| 70 | 質問 | 消費者庁のガパメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 12 | 4 | 1 | - | 1 | 工事作業につきまして、正確な材料費(ケーブルの本数や長さ)や役務費を抑出するため には、配管図面やフロア図面等の資料が必要となります。本件につきましては、図面等の 必要な資料の開示をしていただく認識で宜しいでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。 | 開覧資料にて希望する事業者様に開示する予定です。 |
| 71 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 13 | 4 | 2 | - | 1 | GSS版設システムで運用開始済みのNWについて、ファームウェア等の不具合対策、脆弱 性対応における過去の実績一覧もしくは月次報告を参照させていただくことは可能でしょ うか。 | 不具合対応の過去実績(件数、対応内容)を確認したいため。 | 提供できる資料はございません。 |
| 72 | 質問 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 成果物一覧 | - | - | - | - | 1 | 参考資料として、消費者庁もしくは、GSS版存システムにおける成果物資料を閲覧させていただくことは可能でしょうか。 | フォーマットや、内容についての記載粒度が不明確であるため。 | 提供できる資料はございません。 |
| 73 | 意見 | 調達仕様書別添資料1及U別紙1. 要件定 義書 | 8 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「5 基幹部は、IETF が標準化しているIPv4 及びIPv6 規格群に準拠し、IPv4/IPv6フォワーディング (リーティング) 機能を提供すること。フォワーディングの際に参照される経路テーブルを複数利用できること。IPv4/IPv6のデュアルスタックとしたインターネット層 (3.3) ネットアーク経路を取り扱えること。IPv4/IPv6 に対応したOSPF ルーティング規格に対応すること。」とありますが、L2 スイッチでの提案ができるように変更いただけませんでしょうか。 | L2 スイッチでの提案を許可していただくことにより機器の選択の幅が 広がるため。 | ご意見ありがとうございます。 バックボーンとなるネットワークと接続される構成上、 基幹部ではルーティングでの制御が必要になる場合があるだめ、 基幹部へのL2スイッチを ご提案頂くことは考えておりません。 |
| 74 | 意見 | 調達仕様書別添資料1及U別紙1.要件定 義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「⑪1X 認証やWEB 認証は、デジタル庁が別途整備運用するディレクトリサービスたるAzure Active Directory にアブリ方式にて接続し、Azure Active Directory より取得されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスボイントやスイッチングハブにおいてアクセス制御をMAC アドレス単位で適用可能であること。」とありますが、こちらの要件を削除していただけませんでしょうか。 | ごちらの要件は現時点で一部の製品しか対応していないかと思われます。そのため削除することで提案の幅が広がると考えられます。 | ご意見ありかとうございます。 がバメントソリューションサービスにおいて必要とされる認証の要件であるため、要件の 削除は行いません。 なお、ゼロトラストセキュリティの建旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と 「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |
| 75 | 意見 | 朗達仕様書別添資料1及び別紙1.要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 | 1 | 「⑪庁内ネットワークに接続する端末、基幹部、末端部を一元的に管理、構成、監視、トラブルシュート、レボーティングを理味可能なシステムを提供すること」とありますが、 編末を対象から外していただけませんでしょうか。 | 端末の要件を削除していただくと提案の幅が広がるため。 | 障害時に接続している端末を瀕別できる必要があり、監視対象から削除することができません。一方で、管理・構成については対象外といたします。仕様書についても上記の趣旨を明確化するために修正しています。 |
| 76 | 意見 | 朗達住樣書別添資料 1 及び別紙 1. 要件定義書 | 10 | 2 | 4 | 2 | 1 | 「信統合管理監視システムで得られた情報をSyslog 等の形式で外部の稼働監視システム やSIEM 等の扱合脅威監視管理システムと連携できること。」とありますが、ネットワー ク機器から送付されるSyslogを直接外部の稼働監視システムやSIEM 等の統合脅威監視管 理システムに送付する提案ができるように変更いただけませんでしょうか。 | 「拠点用ネットワーク機器」から外部の稼働監視システムやSIEM 等の統合脅威監視管理 システムに直接情報を送付する構成が可能となれば、製品選択の幅が広がるため。 | SIEM 等の統合脅威監視管理システムに直接Syslog等を送付することは許容できませんが、送付先をデジタル庁が指定するサーバ等とすることで、当該要件を満たすことが可能です。 |

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|--------|--|-----|-----|-----|------|-----|---|---|--|
| 77 | 意見 | 調達仕様書別添資料1及び別紙1.要件定 義書 | | | | | 2 | 宮内庁本庁、国会議事堂の拠点ネットワーク内に「拠点用ネットワーク機器」の設定を管理するコントローラーを導入する提案ができるように変更いただけませんでしょうか。 | 製品選択の幅が広がるため。 | ご意見ありがとうございます。 搬点ネットワーク機器の管理についてはデータセンターから行う必要がああるため、拠点 ネットワーク肉への配慮は許容でさません。 なお、窓内チャガは、本調達(消費者行のガバメントソリューションサービスへの移行に 係るネットワーク環境構築等)の拠点ではございません。 |
| 78 | 意見 | O2.別添資料1及び別紙1.要件定義書 2.4.2. 財合管理監視システムに求める技術 要件(1)、2) | 10 | 2 | 4 | 2 | 1 | 広域基幹ネットワークシステムの統合管理監視システムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムは 各管理監視システムとしてご提案とすることを許容いただきたい。 | 広域基幹ネットワークシステムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムを1つにすると、全てのシステムで同一ペンダーのネットワーク機器で崩える必要が出てくる可能性が高く、ベンダーロックインとなるため、公平な調達、公平な競争が妨げられると考えます。 | 別システムとしての提案について許容いたしますが、稼働状況等重点項目についてはダッシュボード等により可視化され、一元的に把握可能な仕組みが用意されること。 |
| 79 | 意見 | 02.別添資料1及び別紙1. 要件定義書 23.2. 庁内ネットワークシステムに求める 技術要件 | 8 | 2 | 3 | 2 | 4 | 下記文言の追加をご検討いただきたい。 「トラフィックの可視化に対応し、3000種以上のWebペースのアプリケーションも識別し、アプリケーション毎に帯域制御、アクセス制御ができる機能を有すること」 | 近年ではクラウド化が進み、WEBベースのアプリケーションを利用されるケースも多くなってきています。 ネットワーク側でもそういったWEBベースのアプリケーションを識別し、帯域制御やアクセス制御を実施できるようにしておくべきだと考えております。 | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 |
| 80 | 意見 | O2 別添資料1及び別紙1. 要件定義書 232. 庁内ネットワークシステムに求める 技術要件 | 8 | 2 | 3 | 2 | 4 | 下記の文言を追加検討いただきたい。 「無線LANアクセスボイントの暗号化キーを無線LANコントローラで一元管理する機能 を有すること。 (無線LANアクセスボイントで無線LANの暗号化パケットを複合化しない)」 | 無線LANの暗号化キーを無線LANコントローラで一元管理することで、 無線LANアクセスボイントの盗難等による情報漏えいを防ぐことができ、よりセキュアな 環境にすることができると考えております。 | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 |
| 81 | 意見 | 02.別添資料1及び別紙1. 要件定義書 2.3.2. 庁内ネットワークシステムに求める 技術要件 | 8 | 2 | 3 | 2 | 4 | 下記文言の追加をご検討いただきたい。 「8021Xの認証をRADIUSサーバとの通信が切れた際も 内蔵RADIUSを使用することにより一定期間再認証可能なこと。」 | 外部RADIUSサーバは複数台で冗長構成を組まれると思いますが、仮に外部 RADIUSサーバが全台との通信ができなくなった場合でも、無線LANコントローラで 持っている内蔵RADIUSサーバを利用することによって一定期間認証を行うことができ、 端末認証を継続できると考えております。 | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 |
| 82 | 意見 | O2.別添資料1及U別紙1、要件定義書 2.3.2. 庁内ネットワークシステムに求める 技術要件⑪ | 9 | 2 | 3 | 2 | 3 | 下記文言への修正をご検討いただきたい。 Wi-Fi 部及び未端部においては、業務用端末等のホスト機器の接続時に、データリンク層(イーサーネット)において、IEEE802.1X 認証(TX 認証・「AVA 又はPiA を行うこと。また、データリンク層でのTX 認証ができなかった場合、IPv4 又はPiA を利用したキャプティブボータルなどはよるWIEB 認証を行うこと。接起は、業務制能は、等の上が下がり、全部によるWIEB 認証・デジャンはアルランのでは、アジャンはアルランのでは、アジャンはアルランが、全部偏連用するディレクトリサービスだらAzure Active Directory にアプリ方式にて接続し、Azure Active Directory にアプリカ式にて接続し、Azure Active Directory より取得されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスボイントやフィッチングハンにおいてアクセス海側をMAC アトレス単位で適用可能であること。また1X 認証やWIEB 認証は別の認証システムでの提案でも良い。 | IEEE802.1X認証においてはRADIUSを用いて、Azure Active Directoryを認証ソースとして指定が可能であり、またWEB経証らAML認証においてはWEB認証画面の提供やAzure Active DirectoryとOSAML認証が必要であると理解しました。これらのご要件を1つの認証システムにて全て満たさことができるのは、非常に限られたベンダーのみであると考えておりますた。UEE802.1X認証とWEBISAML認証とで別の認証システムでご提案とさせていただくことを許容いただきたいと考えています。 | ご意見ありがとうございます。 本要件は、単一の認証システムで満たすべき、との規定もしていないため、複数の認証システムを用いてこ従業を頂くことを排除したものではありません。 なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を指すえ、AP認証については、「機器認証」と 「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |
| 83 | 意見 | O1_調達仕様書 | 27 | 7 | 7.1 | (4) | 1 | ① 統括責任者及び②プロジェクト管理者の条件について、経験年数10年と記載ありますが、本件の特性(データ/システム切替移行は対象外等)を鑑み、公共分野に係る大規模ネットワーク関連のプロジェクト管理5年以上としてはいかがでしょうか? | 本調達の内容に沿った資格要件とするため | ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書を修正いたします。 |
| 84 | 意見 | その他 | - | - | - | - | 4 | 3 3 | 仕様書に記載ある監視装置や集約用ネットワーク機器、無線LANコントローラー等、各府省庁個別に関達する内容になっているが一元的に関達・構築した方が関達機器コストや運用コストの大幅な低下につながるため | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 |
| 85 | 意見 | 要件定義書 | 6 | 2 | 2 | 2 | (1) | ⑪では「集約用ネットワーク機器は、~ 10GbE又は、25GbE、40GbE、100GbE により冗長性をもって接続すること」とありますが、⑭、⑮よりLAN側、WAN側とも に、「集約拠点:GSSネットワークに対して、QSFP+又はQSFP28」とありますが、 10G接続でよろしいでしょうか。 | GSS全国網アクセスサービスは、NTT東西のサービス要件として最大10Gでのアクセス 接続と考えるだめ、10G接続でもボトルネックにはならない想定です。 選案機器の選定幅を広げるためにも仕様緩和をご検討いただければ幸いです。 | 集約ネットワーク機器は仕様記載の適りです。 |
| 86 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの | 6 | 1 | 5 | - | 3 | 半導体不足など製品製造元の事由による製品提供不可事象や、コロナウィルス等の感染拡 大、および天災等が発生した場合など、受注者の責ではない事由によって、納期遅延とな る可能性があります。 | 不可抗力に対する対応策が無いため。 | ご意見いただきました件については、検討しましたが原案のままとさせていただきます。 なお、記載はこざいませんが、新型コロナウィスル等の感染拡大および天災等の発生により、受注音の順によらない納期度証が発生した場合においては、免責事項に該当すること から、契約書に記載を予定しております。 |
| 3 | run/ U | 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 16 | 6 | 2 | (12) | з | 選延の事由が妥当である場合、免責事項として、受注者との責とはならない旨および、契 約期間変更、費用検討などの協議を行うことが可能である旨の要件追記をお願いいたしま す。 | . Caraciera a Grandonio ricas | がもて、半導体不定等、プルム告告点で市場の状況等により予見されているものについては、免責事項に該当しないことから、当該状況を踏まえて入札に参加いただくこととなります。 |

| 項 | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-------|--|-------|-----|-----|-------|----|---|---|---|
| 87 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘達仕様書 | 23 | 6 | 6 | (5) ① | 1 | 物の補修による履行の過完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当 な負担を譲するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の過完 をすることができる。」 と記載がありますが、損害賠償につきましては、以下のように記載変更をご検討いただけ ますでしょうか。 ・受託者側に契約不適合責任がある場合、発注者が請求可能な損害賠償の請求額は応礼額 | 契約不適合責任がある場合の損害賠償額の上限値について、明確にするため。 | ご意見いただきました件については、検討しましたが原文のとおりとします。 |
| 88 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘连仕様書 | 24 | 6 | 6 | (5) ③ | 4 | を上限値とする。 「③ ガバメントソリューションサービスに影響する技術的問題点、機器のバグ、バッチ及びバージョンアップ等に関する情報を達やかに提供すること。また、バッチ、ハージョンアップ等の商用を実施する場合は、スクシュールを提示してデジタル庁の承認を受けた。上で実施すること。なお、必要に応じて、事前検証等を実施すること。」と記載がありますが、事前検証を実施するための環境がないため、検証が必要な機器については、本番用機器とは別の検証用機器として、別環境を設けるような仕様書への変更をお願いできないてしょうか。 | 検証環境が必要であることの要件が不明確なため。 | 仕様書については原文のとおりといたします。 検証環境については提案事業者にて提案いただきますようお願いいたします。 |
| 89 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの だフへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘達仕様書 | 27•28 | 7 | 1 | (4) | 2 | 総括責任者及びプロジェクト管理者の資格要件に「Ⅲキャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 №キャンパス規模のネットワークに関する実施機能計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。」と記載があります。 ただし、本調達では、同新検討業務又は最適化計画策定業務」及び「業務機能計画策定業務又はガイトライン整備業務」は間急重新に含まれているに認識となります。 そのため、上記要件に追喇公要件となり、応札業者の幅を挟めることから、下記とちらかへの緩和をお願いできますでしょうか。 ①要件の削除 ②素が誘責任者及びプロジェクト管理者以外の要員が、上記資格を有すること | 幅広い業者が応礼するため | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 |
| 90 | 意見 | 消費者庁のガパメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 誘连仕様書 | 32 | 7 | 6 | ®iv | 1 | 「サボート期限が切れた又は本業務の期間中にサボート期限が切れる予定がある等、サボートが受けられないソフトウェアの利用を行わない、及びその利用を前提としないにと。」と記載がありますが、OSCファームウェアのサボート期限を監視し、調達期間中のバージョンアップ対応を実施する前提にて、本条件緩利をお願いできますでしょうか。 | 製品選定の幅を広げるため | ソフトウェアのパージョンアップなど業務に影響がないよう適切な対応を取っていただく ことを想定しております。 |
| 91 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書 | 35 | 7 | 8 | (7) 1 | 1 | 「受注者は、あらかじめ再要託の相手方の降号又は名称及び住所並びに再要託する業務の 部則、再要託が必要な理由、再要託の金額について記載した書面を発注者に提出し、承認 を得なければならない。」と記載がありますが、書面から「再委託の金額」の記載削除を お願いできますでしょうか。 | 再要託の金額については、提示不要と考えられるため。 | ご意見いただきました件については、検討しましたが豪柔のままとさせていただきます。 |
| 92 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 8 | 2 | 3 | 6 | 1 | 「⑤基幹郎は、IETF が標準化しているIP-V4 及びIP-V6 規格群に準拠し、IP-V4/IP-V6 フォワーディング (ルーティング) 機能を提供すること。フォワーディングの際に参照される経路デーブルを複数利用できること。IP-V4/IP-V6 ロデュアルスタックとしたインターネット層 (L.3) ネットワーク 健語的を取り扱えること。IP-V4/IP-V6 に対応したのSPF ルーティング規格に対応すること。上記載がありますが、ルーテッドL.3)デバイスをGW機能または拠点ネットワーク機能とすることで、基幹部としてL.2スイッチを選択できるように緩和をお願いできますでしょうか。 | ルーテッド(L3)デバイスの集約によるルーティングのシンブル化による運用負荷軽減およびコスト低減が殴れるだめ | 基幹部においてルーティングが必要となる場合があるため、L2スイッチは提案いただけません。 |
| 93 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | 2 @ | 1 | Wi-Fi郎について、無線コントローラ(WLC)を含む提案とすることを許容いただけますでしょうか。 | Wi-Fi郎のアクセスポイントにて仮想コントローラ機能がない機器もあり、機種選択の幅を広げてさせて頂きたいと考えてます | WI-Fi郎において無線コントローラを含んだご提案を頂くことは問題ございません。 本要件定義では、そのような提案を排除する文言はございませんので、原文のとおりとします。 |
| 94 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 9 | 2 | 3 | Œ | 1 | 「1X 器証やWEB 器証は、デシタル庁が別途整備運用するティレクトリサービスたる Azure Active Directory にアプリガ式にて接続し、Azure Active Directory より取得 されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスポイントやスイッチングハブにお いてアクセス制度AMAC アトレス単位で適用可能であること。」と記載がありますが、 下記どちらかの経剤をお願いできますでしょうか。 (1)要件の削除 ②Web認証と1X認証をそれぞれ別の方式で実現できるよう記載の修正 | この要件を満たすRADIUS製品は線定されてしまい、ベンダロックインとなってしまうため | ご意見ありがとうございます。 ガバメントソリューションサービスにおいて必要とされる認証の要件であるため、要件の 削除は行いません。 なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と 「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |

| Ij | 質問/意見 | 文書名 | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等 | 理由 | 回答 |
|----|-----------|--|-----|-----|-----|-------|----|--|---|--|
| 9: | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | Ø | 2 | 3 | T | 1 | 「庁内ネットワークに接続する端末、基幹部、末端部を一元的に管理、構成、監視、トラブルシュート、レポーティングを提供可能なシステムを提供すること。」と記載がありますが、【端末】の記載のみ要件からの削除をお願いできますでしょうか。 | 製品選定の幅を広げるため | 障害時に接続している端末を識別できる必要があり、監視対象から削除することができません。一方で、管理・構成については対象外といたします。仕様書についても上記の趣旨を明確化するために修正しています。 |
| 9 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 10 | 2 | 4 | 2 | 2 | 「④ 統合管理監視システムは管理対象の機器との接続において、IPv6/IPv4双方に対応 すること。IPv6での接続においては、IPv6のみでの動作が可能で、制御信号等でIPv4で の接続などを細胞的に必要としないこと」とありますが、統合管理監視システム線でIPv6 の対応可能な製品を視野に入れる企業品建立の幅が挟まりをす。 編広い応札者を募るためにも要件の触和をお願いできますでしょうか。 | 幅広い業者が応礼するため | IPv4からIPv6への移行は政府として推進していることであり、IPv4のみとする提案を受け入れることはできません。 |
| 9 | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 10 | 2 | 4 | 2 ①,② | 1 | 広域基幹ネットワークシステムの統合管理監視システムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムは、それぞれ別システムとしてご提案とすることを許容いただけますでしょうか。 | 広域基幹ネットワークシステムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムを1つにすると、全てのシステムで同一ペンダーのネットワーク機器で揃える必要が出てくる可能性が高く、ベンダーロックインとなるため、公平な調達、公平な競争が妨げられると考えます。 | 別システムとしての提案について許容いたしますが、稼働状況等重点項目についてはダッシュボード等により可視化され、一元89に把握可能な仕組みが用意されること。 |
| 96 | 3 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 10 | 2 | 4 | © | 1 | 「統合管理監視システムで得られた情報をSyslog 等の形式で外部の稼働監視システムや SIEM 等の統合機態監視管理システムと連携できること。」と記載がありますが、Syslog を統合管理監視システムからではなく、ネットワーク機器から直接外部の稼働監視システ ムや、SIEM 寺の統合機能監視管理システムに送付する方式が認められるよう条件の緩和 をお願いできますでしょうか。 | 製品選定の幅を広げるだめ | SIEM 等の統合脅威監視管理システムに直接Syslog等を送付することは許容できませんが、送付先をデジタル庁が指定するサーバ等とすることで、当該要件を満たすことが可能です。 |
| 9: | 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 移行に係るネットワーク環境構築等 SLA項目一覧 | 2 | 1 | - | No3 | 1 | 平均故障復旧時間: 1時間以内につきまして、オフサイトからの駆け付けを考慮した現実的な復旧時間(4時間以上)に緩和をお願いできますでしょうか。 | 停止発生件数が少ない場合、どのような障害ケースであっても1から4時間程度での復日 が必要になるという解釈をしました。この場合、シングルボイントをもつ全拠点現地常駐 等の対応をとらないと本要件を満たせないため | 駆け付け1時間以内の記載はございません。仕様書をご確認ください。 |
| 10 | O 意見 | 消費者庁のガバメントソリューションサー ビスへの 終行に係るネットワーク環境構築等 要件定義書 | 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | センタ集物機器について、実態としては感島県庁(利用者が30名程度)のみで40G接続を前提とすると、機器構成がハイスペックとなり、機器費用が高騰すると認識しています。 費用低減の策として、インタフェース要件について1000Base-Tへ緩和をお願いできますでしょうか。 | 費用運滅が可能となるだめ | ご意見ありがとうございます。GSSネットワークで用意する中継ゲート機器のインターフェースの制約があり1000Base-Tは利用できないだめ、集約用ネットワーク機器との接続について、1GbE SFP/SFP*での接続を許容するように仕様書を修正いたしました。 |